

平成19年度 産地づくり計画書

西尾地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、西尾市とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)

8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

農業共済組合から提出された情報及び本協議会の現地確認による。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第三課及びJA西三河管内の地域協議会長から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合は、それぞれの助成要件に合致すれば、それぞれの助成水準に応じて交付する。(担い手が収益権を有する水田に自ら麦(大豆)を作付けし、高品質麦を生産・出荷し、大豆播種前に土壌改良資材を投入した場合は、収益権者分・担い手分・高品質麦分・大豆品質向上分のすべてを交付する。)

同一水田で対象作物が2回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。なお、別途「資金使途」担い手への交付金は、助成水準に定める対象作物の作付体系に応じて交付する。

(6) その他の共通事項

(ア) 助成対象者

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、生産数量目標の配分を受けていない、または、集荷円滑化に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

(イ) 助成対象要件

対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。

通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているもの。

(ウ) 協議会をまたがって耕作している者の取扱い

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在する地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から確認を拒否された場合は当該水田を助成対象から除外するものとする

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			466,980,000	466,980,000				
稲作構造改革促進 交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		9,602,000		0		9,602,000,	0
	担い手集積加算		1,372,000			1,372,000		0
計			477,954,000	466,980,000	0	1,372,000	9,602,000,	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : h a、円、円 / 1 0 a )

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	活 用 額					計	支払 時期	備考
		産地づくり 事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手集積加算 事業			
			基本部分からの 活用額	担い手集積 加算からの 活用額					
3 1 1	転作作物助成 (水田の収益権者への助成)	195,850,000	0	0			195,850,000	3月 下旬	
C 1 1	転作作物助成 (水田の作物作付け作業(担い手)への助成)	160,230,000	0	0			160,230,000	3月 下旬	
C 9 1	高品質小麦奨励金(高品質化等助成)	72,700,000	0	0			72,700,000	3月 下旬	
C 9 1	大豆品質向上対策奨励金(高品質化等助成)	38,200,000	0	1,372,000			39,572,000	3月 下旬	
	米価下落等の補てん (基本部分)				9,602,000		9,602,000	3月 下旬	
	米価下落等の 補てん (担い手集積 加算)	当年度分					0	0	
		(前年度分)						0	0
	計	466,980,000	0	1,372,000	9,602,000	0	477,954,000		

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物助成（水田の収益権者への助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 〔支出の項目〕	地域協議会に提出された水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等営農計画書「以下（営農計画書）という。」に記載された助成対象水田に麦、大豆、飼料作物、地力増進作物（れんげ）を地域水田農業ビジョンに定める担い手「以下（担い手）という。」若しくは収益権者自らが作付した場合、水田の使用収益権者に対し交付金を助成する。
効果	<p>水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>交付対象者 次の全ての要件を満たす者 (ア)共通事項の（6）その他共通事項に記載されている助成対象者 (イ)下記の対象作物を作付している、国が定める助成対象水田の使用収益権者</p> <p>対象作物 ・小麦、大豆、飼料作物、地力増進作物（レンゲ）</p> <p>その他の要件 ・共通事項の（6）その他共通事項に記載されている助成要件 ・地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田に、対象作物を担い手が全作業委託により作付けするか、収益権者自らが作付けしていること。 ・地力増進作物（レンゲ）については、鍬込みが行われているものとする。</p> <p>出入作者 (1)区域外農業者が土地使用収益権を有する地域内の水田「以下（入作水田）という。」は助成対象としない。 (2)区域内農業者が土地使用収益権を有する地域外の水田「以下（出作水田）という。」は助成対象とする。</p>
確認方法	<p>確認方法 営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。 現地見回り（確認日：小麦5月末日、大豆10月末日、飼料作物5、10月</p>

	<p>末日、レンゲ4月末日)</p> <p>地力増進作物(レンゲ)の鍬込みが行われていることの確認を行う。(5月末日)</p> <p>水稻の作付けが行われていないことを現地見回りで確認(7月末日)</p> <p>全作業委託の場合の確認は、受委託契約書の写しで確認するものとする。また、作業者が担い手かどうかをビジョンと照合する。</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料等との照合、実測等</p>						
<p>助成水準</p> <p>[積算根拠]</p> <p>(助成額の算定方法)</p>	<p>助成単価は、次のとおりとする</p> <table border="0" data-bbox="550 616 1236 750"> <tr> <td>小麦・大豆・飼料作物(担い手管理)</td> <td>25千円/10a</td> </tr> <tr> <td>レンゲ(担い手管理)</td> <td>10千円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦・大豆・飼料作物・レンゲ(個人管理)</td> <td>10千円/10a</td> </tr> </table> <p>ただし、助成に係る費用の合計が、県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合は、下記に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整するものとする。</p>	小麦・大豆・飼料作物(担い手管理)	25千円/10a	レンゲ(担い手管理)	10千円/10a	麦・大豆・飼料作物・レンゲ(個人管理)	10千円/10a
小麦・大豆・飼料作物(担い手管理)	25千円/10a						
レンゲ(担い手管理)	10千円/10a						
麦・大豆・飼料作物・レンゲ(個人管理)	10千円/10a						
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途(ただし、大豆品質向上対策奨励金のうち、担い手集積加算からの活用額分を除く)から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、大豆品質向上対策奨励金(担い手集積加算からの活用額分を除く)から優先的に流用を受けるものとする。</p>						

助成金の使途の名称	転作作物助成（水田の作物作付け作業（担い手）への助成）
使途の分類 （記号番号）	C 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田に担い手が、小麦、大豆、飼料作物、地力増進作物（れんげ）、景観作物を作付した場合、作業（担い手）に対し交付金を助成する。
効果	<p>水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成対象水田において、全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者で次の全てを満たす者</p> <p>(ア)担い手であること</p> <p>(イ)共通事項の（６）その他共通事項に記載されている助成対象者</p> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦、大豆、飼料作物、地力増進作物（レンゲ）、景観作物</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項の（６）その他共通事項に記載されている助成要件</li> <li>・担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付けした場合は、共通事項の（５）のとおり取り扱う。</li> <li>・地域水田農業ビジョンに定める作業を実施した場合に交付する。収穫後は、速やかに「作業日誌」、「資材購入伝票」を協議会まで提出するものとする。なお、飼料作物、地力増進作物（レンゲ）には作業要件は設定しないが、作業日誌の提出を必要とする。</li> <li>・小麦（景観作物）の年２作地については、農地・水・環境保全向上対策の活動組織より景観作物部分に係る作業賃相当額等が支払われる場合は、当該水田は小麦年１作地として交付単価を支払うものとする。</li> <li>・飼料作物（飼料作物）の年２作地については、２作目の飼料作物は１作目の飼料作物と異なる品種のものとする。同一品種の場合は、当該水田は飼料作物年１作地として交付単価を支払うものとする。</li> </ul> <p>出入作水田</p> <p>(1)JA 西三河管内への出作水田が、出作水田の属する協議会の定める担い手により小麦・大豆等を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業（担い手）交付単価を支払うものとする。</p>

	<p>(2)入作水田が、本協議会の定める担い手により小麦・大豆等を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者（担い手）交付単価を支払うものとする。</p> <p>(3)(1)(2)の規定にかかわらず担い手が、他の協議会より作業者（担い手）交付単価相当を助成されたときは助成の対象とはしない。</p>															
<p>確認方法</p>	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。</p> <p>現地見回り（確認日：小麦5月末日、大豆10月末日、飼料作物5、10月末日、地力増進作物4月末日、景観作物10月末日）</p> <p>全作業受託の場合の確認は、受委託契約書の写しで確認するものとする。</p> <p>水稻の作付けが行われていないことの現地見回りで確認（7月末日）</p> <p>作物作付者（作業者）をビジョン、作業日誌、資材購入伝票で確認（小麦6月末日、大豆11月末日）</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料等との照合、実測等</p>															
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>助成単価は、次のとおりとする</p> <table border="0" data-bbox="550 1037 1276 1256"> <tr> <td>小麦（大豆、飼料作物）</td> <td>年2作</td> <td>20千円/10a</td> </tr> <tr> <td>小麦（景観作物）</td> <td>年2作</td> <td>30千円/10a</td> </tr> <tr> <td>小麦、大豆、飼料作物</td> <td>年1作</td> <td>15千円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料作物（飼料作物）</td> <td>年2作</td> <td>20千円/10a</td> </tr> <tr> <td>レンゲ</td> <td></td> <td>10千円/10a</td> </tr> </table> <p>ただし、助成に係る費用の合計が、県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合は、下記に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整するものとする。</p>	小麦（大豆、飼料作物）	年2作	20千円/10a	小麦（景観作物）	年2作	30千円/10a	小麦、大豆、飼料作物	年1作	15千円/10a	飼料作物（飼料作物）	年2作	20千円/10a	レンゲ		10千円/10a
小麦（大豆、飼料作物）	年2作	20千円/10a														
小麦（景観作物）	年2作	30千円/10a														
小麦、大豆、飼料作物	年1作	15千円/10a														
飼料作物（飼料作物）	年2作	20千円/10a														
レンゲ		10千円/10a														
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、大豆品質向上対策奨励金から優先的に流用を受けるものとする。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p>															



助成金の使途の名称	高品質小麦奨励金（高品質化等助成）
使途の分類 （記号番号）	C 9 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田から高品質小麦を出荷した場合、作業者（担い手）に対し交付金を助成する。
効果	高品質な農産物に対して助成することにより、担い手の転作作物に対する水田管理体制が充実する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成対象水田において、全作業受託等により作業を実施している実際の耕作業者で次の全てを満たす者</p> <p>(ア)担い手であること</p> <p>(イ)共通事項の（６）その他共通事項に記載されている助成対象者</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項の（６）その他共通事項に記載されている助成要件</li> <li>・担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付けした場合は、共通事項の（５）のとおり取り扱う。</li> <li>・担い手が出荷した小麦で農産物検査法第６条に規定する麦の品位等検査を受検した麦で、農産物規格規定（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）の普通小麦 1 等の品位に適合するもの。</li> </ul>
確認方法	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。（確認日：5 月末日）</p> <p>水稻の作付けが行われていないことの現地見回りで確認（7 月末日）</p> <p>作物作付者（作業者）をビジョン、作業日誌、資材購入伝票で確認</p> <p>検査数量、1 等小麦のクリア率については、関係機関が所有する農産物検査結果で確認する。</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料等との照合、実測等</p>
助成水準 [ 積算根拠 ] （助成額の算定方法）	<p>助成単価は、次のとおりとする</p> <p>高品質小麦奨励金 10 千円/10a</p> <p>・ 交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価</p> <p>式中「助成対象面積」とは、転作作物助成（水田の作物作付け作業者（担い手）への助成）対象水田のうち、小麦を作付けした面積とする。</p> <p>式中「品質等要件クリア率」とは、次の算式により求められる率のことをいい、小数点第 5 位まで（第 6 位切捨て）求めるものとする</p> <p>品質等要件クリア率 = 小麦 1 等数量 / 検査数量</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が、県協議会からの当該年度の交付予定</p>

	額を上回ることが判明した場合は、下記に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整するものとする。
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、大豆品質向上対策奨励金から優先的に流用を受けるものとする。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p>

助成金の用途の名称	大豆品質向上対策奨励金（高品質化等助成）【産地づくり特別加算事業分】
用途の分類 （記号番号）	C 9 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田に高品質大豆を生産することを目的とし資材等を投入した場合、作業者( 担い手 ) に対し交付金を助成する。
効果	高品質な農産物に対して助成することにより、担い手の転作作物に対する水田管理体制が充実する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成対象水田において、全作業受託等により作業を実施している実際の耕作者で次の全てを満たす者</p> <p>(ア)担い手であること</p> <p>(イ)共通事項の( 6 ) その他共通事項に記載されている助成対象者</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項の( 6 ) その他共通事項に記載されている助成要件</li> <li>・担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付けした場合は、共通事項の( 5 ) のとおり取り扱う。</li> <li>・担い手が小麦、( 大豆 ) 年 2 作地で大豆作付前に土壌改良資材( ようりんケイカル ) を、1 0 a あたり 1 0 0 k g 投入にした区域内の水田を対象とする。</li> </ul>
確認方法	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。( 確認日：小麦 5 月末日、大豆 10 月末日 )</p> <p>水稻の作付けが行われていないことの現地見回りで確認( 7 月末日 )</p> <p>作物作付者( 作業者 ) をビジョン、作業日誌、資材購入伝票で確認</p> <p>土壌改良資材投入の有無は、作業日誌等証拠書類で確認する。</p> <p>作付面積</p>

	公的資料等との照合、実測等
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>助成単価は、次のとおりとする</p> <p>大豆品質向上対策奨励金 5 円/m<sup>2</sup></p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が、県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合は、下記に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整するものとする。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途（ただし、担い手集積加算からの活用額分は、「転作作物助成（水田の収益権者への助成）を除く」）に流用することができるものとする。</p> <p>なお、他の用途において不足が生じた場合は優先的に流用し、本用途の不足分は翌年度支払いにより対応する。</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落格差助成
助成要件	<p>助成対象者 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の主食用水稻の作付を行っている者で、品目横断的経営安定対策に加入していない者。</p> <p>助成水田 国が定めた助成水田において、助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用水稻の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認</p> <p>助成水田 共通事項の(2)により確認 品目横断的経営安定対策非加入 東海農政局から提供された情報により確認</p>
助成水準	<p>10aあたりの助成額 4,000円</p>
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p>

	<p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法  当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法  (補てん額の算出方法)</p>	<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を上回る場合は、助成水準を補てん価格とする。</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を下回る場合は、これにより算出した単価を補てん単価とする。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稲作付面積を a 換算したものに 10 a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。なお、対象面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法によりこれを整理する。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る  ことが明らかになった場合の単価調整の方法</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>

#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
6,657	6,657	
合 計	6,657	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
6,657	6,657	